

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2020年(令和2年)12月10日

準備書面(3)の要旨(治水面)

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 緒方 剛 外

準備書面(3)においては、治水面から本件事業の不合理性とこれによる人権侵害の違法性について述べます。

1 はじめに

石木ダム建設事業は、一定の計画規模の豪雨が生じた場合のみを想定した事業です。それで計画規模を上回る豪雨が生じた場合に治水の効果が期待できるでしょうか。

近年、気候変動による影響のため想定しえない降水量となる豪雨が度々発生しています。我が国でも毎年のように甚大な水害の被害の実例が報道されています。2018年の西日本豪雨(肱川)、2019年の台風19号(千曲川)、2020年の九州豪雨(筑後川)などです。これらの水害時には各地域の一級河川で計画規模を超える豪雨が生じました。

これらの河川では国土交通省の策定する整備計画に基づくダムが複数建設されていましたが、水害は回避できませんでした。従来の治水方式では、計画規模を超える豪雨には対応ができていないことが明らかになっているのです。

社会資本整備審議会の答申(甲C42)においても、課題として現行施設能力を上回る水災害等の発生、気候変動等による水災害の激化等が挙げられています。計画規模を超える豪雨が頻繁に生じる現在、従来の整備計画に基づく治水政策では十分な治水対策とならなかったためです。現在、流域全体で治水を行う流域治水・総合治水へと政策の転換が求められているのです。

2 治水の手段の多様性と田んぼダム

総合治水の観点から、治水を検討する場合には多種多様な手段が検討されています。例えば、遊水地、雨水貯留施設の設置、車道部における透水性・保水性舗装や高架橋下調整池設置、調整池の改良などです。

これに加えて、農林水産省が積極的に取り組んでいるのが田んぼダムによる防災・減災の取り組みです。この田んぼダムは構造が簡単で、費用が非常に安く抑えられることから、全国各地で広く導入されてきています。仕組みは、水田の排水溝に調整装置を設置することで貯留機能を高めるという非常にシンプルなものとなっています。

三条市の事例では、1014Ha（H27年度）の田畑にて取り組みを行い、その最大貯水量は203万 m^3 （t）でした。（甲C47）。これまでに、2138haまで取り組み面積を増加させていますが、そのために必要となった交付金は僅かに1億2100万円です。

なお、川棚町の耕地面積は384ha、波佐見町の耕地面積は714haです。合計すれば1098haとなります。先ほどの三条市の事例からどの程度の洪水調節容量の確保が可能であるか試算してみたところ、川棚川流域で約220万 m^3 （t）の貯水能力を確保することができます。石木ダムの洪水調節容量は195万 m^3 ですから、田んぼダムの施策を川棚側流域で採用するだけで石木ダムは不要となります。巨額な税金を投下するダムを用いた治水手段に比して、田んぼダムは費用も1～2億円程度で十分なのですから、各段に安価に行える施策なのです。

このように、税金の負担が少なく、かつ環境への負荷が少なく、さらには人権侵害のおそれがない多様な治水手段があるのです。

3 ダムが存在することによる人命への危険の増大

平成30年7月7日に発生した肱川の大水害（甲C41）では、二つのダム（野村ダム・鹿野川ダム）は短時間で満水となって治水能力を失い、降雨による流入量と等しい流量が放流されました。その結果、僅かな時間で中流部のダムを起点として河口部まで80km全域が浸水を起こす大水害となりました。

肱川では、ダムがなければ河道の水位は急激に上昇することはありませんでした。ゲート解放後は自然流入量の全てが突如としてダムの下流へと流されたことから急激に水位が増加したのです。その結果早めに避難行動をとることもできず、各自治体においても早期に非難を呼び掛けることもできませんでした。また、ダムに加重に予算配分することなく堤防の整備を行っておれば、無堤区間も減少し、流域の浸水被害を防止することもできたはずでした。

このように、肱川流域ではダムを偏重した治水政策を行った結果として、流域住民らに十分に避難をする暇を与えず、突如として浸水被害が生じ、その結果9名の人命が失われました（甲C41）。

石木ダム建設予定地でも同様に想定を超える雨量となる可能性は十分にあります。洪水調節容量が満杯になるまでは、60 m³/秒ずつ石木川に向けて水が放出されます。この容量を超えた途端、流入量と同じ量の水が全て下流へと放出されます。ダム下流部では河川流量が60 m³/秒から一気に280 m³/秒以上の流量へと変化するのですから、流量が突如として4倍以上となります。

急激な水位上昇が生じ、周囲の土地に越水が生じ、多大な洪水被害が生じます。しかも、住民には十分に避難をする暇もなく、その生命・身体は危険にさらされるのです。

さらに、令和2年7月豪雨の際、球磨川中流の瀬戸石ダムではダムはゲートを全開にしていたにもかかわらず、オーバーフローを起こしていました。水圧により管理用道路が複数の接ぎ目で約50センチずれました（甲48）。今回の豪雨では瀬戸石ダムの倒壊には至っていませんが、ダムの流下能力を超える豪雨の場合は水圧に耐えられずに決壊する危険性もあるのです。決壊した場合、貯留された大量の水が下流へと押し流されるため、下流域に住む多くの居住者の生命が危険にさらされます。

石木ダムでも潜在的に抱える危険性は同じです。流下できる流量を超えた場合には、いわゆるオーバーフローを起こし、水圧に耐えきれずにダムが決壊する危険性があるのです。このように、降雨状況如何によっては、ダムが存在することによって、かえって流域住民らの生命・身体への危険性が増大します。多種多様な治水手段がある中で、あえてこのような危険性のあるダムを選択するべきではありません。

5 結語

このように、今やダムによる治水は、治水手段として既に不合理なものとなっているのです。不当な人権侵害を行うこととなる本件事業による工事を即時に差し止めるべきです。

なお、控訴人らは、本件事業による具体的な危険性については、別途河川工学の研究者らの協力を得て詳細に追加して主張・立証をする予定です。

以上